

議案第 76 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 17 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(市川市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 1 条 市川市固定資産評価審査委員会条例(平成 11 年条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第 4 条第 3 項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 13 条第 1 項」を「行政不服審査法施行令(平成 27 年政令第 391 号)第 3 条第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第 6 条第 2 項ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に

送付しなければならない。

第 1 1 条第 1 項中「おいては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

(市川市公文書公開条例の一部改正)

第 2 条 市川市公文書公開条例（平成 9 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 8 条」を「第 3 0 条」に改める。

第 1 5 条第 3 項中「不服申立手続」を「審査請求に関する手続」に改める。

第 1 7 条の見出しを「（手数料）」に改め、同条第 1 項中「公開」を「閲覧及び視聴」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 公開請求者は、公文書の写しの交付を受ける場合には、手数料を納付しなければならない。ただし、紙以外の媒体に複製したものにより公文書の写しの交付を受ける場合は、この限りでない。

第 1 7 条に次の 1 項を加える。

3 前項の手数料の額は、別表で定める。

第 1 8 条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「公開等決定」の次に「又は公開請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）に基づく不服申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改め、同条第 1 号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 2 号中「公開の決定」を「公開の裁決」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 2 9 条第 2 項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第18条を第18条の2とし、第3章中同条の前に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第18条 公開等決定又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第19条第1項中「前条」を「前条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第20条第1項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「拒むことは」を「拒むことが」に改め、同条第3項中「、不服申立人」を「、審査請求人」に改め、「参加人」の次に「(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第5項において同じ。)」を加え、「以下「不服申立人等」を「同条において「審査請求人等」に改める。

第21条第1項及び第2項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 審査請求人等は、規則で定めるところにより、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料(前条第1項に規定する公文書を除く。以下この項及び次項において同じ。)の閲覧若しくは視聴(フィルム、磁気テープ、磁気ディスクその他規則で定めるものにあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧又は視聴)又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該フィルム、磁気テープ、磁気ディスクその他規則で定めるものに記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧若しくは視聴又は交付を拒むことができない。

第21条第4項中「審議は、非公開とする」を「調査審議の手続は、公開しない」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項の次に次の3項を加える。

4 審査会は、前項の規定による閲覧若しくは視聴をさせ、又は同項の規定

による交付をしようとするときは、当該閲覧若しくは視聴又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

5 第3項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、手数料を納付しなければならない。

6 前項の規定により納付する手数料については、市川市行政不服審査法の施行に関する条例（平成28年条例第 号。以下「施行条例」という。）第2章の規定を準用する。この場合において、施行条例第3条第1項中「法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（地方自治法（昭和22年法律第67号）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の法令において準用する場合を含む。次条第1項において同じ。）の条例で定める手数料」とあるのは「市川市公文書公開条例（平成9年条例第2号）第21条第5項の手数料（以下「手数料」という。）」と、施行条例第4条第1項中「法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の手数料（以下この章において「手数料」という。）」とあるのは「手数料」と、「同条第1項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合又は地方自治法、公職選挙法、地方税法その他の法令において準用する場合を含む。次項を除き、以下同じ。）」とあるのは「市川市公文書公開条例第21条第3項」と、同条第2項ただし書中「審理員（法第9条第3項に規定する場合又は法第38条第1項の規定を地方自治法、公職選挙法、地方税法その他の法令において準用する場合にあつては、審査庁。次条第1項及び第2項において同じ。）」とあるのは「市長」と、施行条例第5条第1項中「審理員」とあるのは「市長」と、「法第38条第1項」とあるのは「市川市公文書公開条例第21条第3項」と、同条第2項中「法第38条第1項」とあるのは「市川市公文書公開条例第21条第3項」と、「審理員」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

第28条の次に次の見出し及び2条を加える。

(罰則)

第29条 第19条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第30条 市長は、詐欺その他不正の行為により第17条第2項に規定する手数料又は第21条第5項に規定する手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

附則の次に別紙の別表を加える。

(市川市個人情報保護条例の一部改正)

第3条 市川市個人情報保護条例（昭和61年条例第30号）の一部を次のように改正する。

目次中「第23条の2」を「第23条の4」に、「個人情報保護審議会」を「個人情報保護審議会の設置」に、「第35条」を「第37条」に改める。

第20条の見出しを「(手数料)」に改め、同条第1項中「閲覧等」を「閲覧」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 請求者は、前条第1項の規定による個人情報の写しの交付を受ける場合には、手数料を納付しなければならない。ただし、紙以外の媒体に複製したものにより個人情報の写しの交付を受ける場合は、この限りでない。

第20条に次の1項を加える。

3 前項の手数料の額は、別表で定める。

第22条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第22条 この条例による個人情報の閲覧等、訂正、削除若しくは目的外利用等の中止の請求に対する処分又はその不作為については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第22条の次に次の1条を加える。

(審査請求に関する手続)

第 2 2 条の 2 この条例による個人情報の閲覧等、訂正、削除若しくは目的外利用等の中止の請求に対する処分又はその不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該審査請求に係る実施機関は、速やかに、次条に規定する市川市個人情報保護審査会に諮問し、その議に基づいて、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を閲覧させ、又はその全部の写しを交付することとする場合
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の削除をすることとする場合
- (5) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の目的外利用等の中止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 2 9 条第 2 項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第 2 3 条の見出し中「個人情報保護審査会」の次に「の設置」を加え、同条第 1 項中「前条」を「前条第 1 項」に、「不服申立て」を「諮問に応じ、審査請求」に、「審査する」を「調査審議する」に改める。

第 4 章中第 2 3 条の 2 を第 2 3 条の 4 とし、第 2 3 条の次に次の 2 条を加える。

(審査会の調査権限)

第 2 3 条の 2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、個人情報の閲覧等、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求に対する処分に係る個人情報の提出を求め、審査請求人に閲覧させずにその内容を見分することができる。この

場合において、諮問実施機関は、当該個人情報の提出を拒むことができない。

2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、請求拒否の決定があった個人情報に含まれている情報の内容と請求拒否の理由とを分類し、及び整理することその他の方法により、諮問された事案（以下「事件」という。）に関する説明を求めることができる。

3 前2項に定めるもののほか、審査会は、事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第5項において同じ。）及び諮問実施機関（同条において「審査請求人等」という。）に意見書若しくは資料の提出を求め、又は参考人に陳述を求め、その他必要な調査をすることができる。

（審査会における事件の取扱い）

第23条の3 審査請求人等は、規則で定めるところにより、審査会に対し、口頭で意見を陳述することを求めることができる。ただし、審査会は、その必要がないと認めるときは、その陳述を聴かずに答申をすることができる。

2 審査請求人等は、規則で定めるところにより、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

3 審査請求人等は、規則で定めるところにより、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料（前条第1項に規定する個人情報を除く。以下この項及び次項において同じ。）の閲覧（フィルム、磁気テープ、磁気ディスクその他規則で定めるものにあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該フィルム、磁気テープ、磁気ディスクその他規則で定めるものに記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

- 4 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 5 第3項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、手数料を納付しなければならない。
- 6 前項の規定により納付する手数料については、市川市行政不服審査法の施行に関する条例（平成28年条例第 号。以下「施行条例」という。）第2章の規定を準用する。この場合において、施行条例第3条第1項中「法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（地方自治法（昭和22年法律第67号）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の法令において準用する場合を含む。次条第1項において同じ。）の条例で定める手数料」とあるのは「市川市個人情報保護条例（昭和61年条例第30号）第23条の3第5項の手数料（以下「手数料」という。）」と、施行条例第4条第1項中「法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の手数料（以下この章において「手数料」という。）」とあるのは「手数料」と、「同条第1項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合又は地方自治法、公職選挙法、地方税法その他の法令において準用する場合を含む。次項を除き、以下同じ。）」とあるのは「市川市個人情報保護条例第23条の3第3項」と、同条第2項ただし書中「審理員（法第9条第3項に規定する場合又は法第38条第1項の規定を地方自治法、公職選挙法、地方税法その他の法令において準用する場合にあつては、審査庁。次条第1項及び第2項において同じ。）」とあるのは「市長」と、施行条例第5条第1項中「審理員」とあるのは「市長」と、「法第38条第1項」とあるのは「市川市個人情報保護条例第23条の3第3項」と、同条第2項中「法第38条第1項」とあるのは「市川市個人情報保護条例第23条の3第3項」と、「審理員」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

7 審査会の調査審議の手続は、公開しない。ただし、答申は、公表する。

「第5章 個人情報保護審議会」を「第5章 個人情報保護審議会の設置」に改める。

第24条の見出しを削る。

第35条を第37条とし、第34条を第35条とし、同条の次に次の1条を加える。

第36条 市長は、詐欺その他不正の行為により第20条第2項に規定する手数料又は第23条の3第5項に規定する手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

第33条を第34条とし、第32条の次に次の1条を加える。

第33条 第23条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附則の次に別紙の別表を加える。

（市川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第4条 市川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（市川市職員退職手当支給条例の一部改正）

第5条 市川市職員退職手当支給条例（昭和27年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

（市川市税条例の一部改正）

第6条 市川市税条例（昭和29年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第7条 市川市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第25条(見出しを含む。)中「異議申立」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の市川市固定資産評価審査委員会条例の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出及び平成27年度分までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出であって当該登録された価格に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第432条第1項に規定する審査の申出の期間の初日が平成28年4月1日以後の日であるもの(以下「申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出」という。)について適用し、平成27年度分までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された事項に係る審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。)については、なお従前の例による。

4 第2条の規定による改正後の市川市公文書公開条例第17条及び別表の規定は、平成28年4月1日以後に請求される同条例第6条の規定による公文書の公開に係る費用負担について適用し、同日前に請求される第2条の規定による改正前の市川市公文書公開条例第6条の規定による公文書の公開に係

る費用負担については、なお従前の例による。

5 第3条の規定による改正後の市川市個人情報保護条例第20条及び別表の規定は、平成28年4月1日以後に請求される同条例第13条に規定する個人情報の閲覧等に係る費用負担について適用し、同日前に請求される第3条の規定による改正前の市川市個人情報保護条例第13条に規定する個人情報の閲覧等に係る費用負担については、なお従前の例による。

6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表（第 17 条関係）

交付する用紙	手数料の額
白黒で複写され、又は出力された用紙	1 枚につき 10 円
カラーで複写され、又は出力された用紙	1 枚につき 20 円

備考

- 1 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を 1 枚として手数料の額を算定する。
- 2 日本工業規格 A 列 3 番を超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本工業規格 A 列 3 番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

別表（第 20 条関係）

交付する用紙	手数料の額
白黒で複写され、又は出力された用紙	1 枚につき 10 円
カラーで複写され、又は出力された用紙	1 枚につき 20 円

備考

- 1 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を 1 枚として手数料の額を算定する。
- 2 日本工業規格 A 列 3 番を超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本工業規格 A 列 3 番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

理 由

行政不服審査法の全部改正に伴い、関係条例中の条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。